

答 申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において非開示とした情報のうち、別紙1に掲げる部分については、開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、令和2年10月26日付けで、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、下記に掲げる行政文書について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

1. 2019年度小学校のいじめ件数、不登校人数、暴力行為件数（宮城県内市町村別）
2. 2019年度中学校のいじめ件数、不登校人数、暴力行為件数（宮城県内市町村別）
3. 2019年度小学生の人数、中学生の人数（宮城県内市町村別）

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として、次のものを特定した。

- (1) 小学校における暴力行為件数等市町村別一覧について
- (2) 中学校における暴力行為件数等市町村別一覧について

その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和2年11月10日付けで審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第1号該当

本件行政文書には、文部科学省が実施した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果に基づく情報が含まれており、統計法第40条第1項により文部科学省が公表する調査結果より詳細な公表をすることができないため。

3 審査請求人は、令和2年11月23日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査

請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取り消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 情報公開条例第8条第1項第1号該当について

他県でホームページに掲載しているところがある。また、過去に宮城県に対して開示請求を行い、取得した情報をホームページ上に公開している団体があるため、これらは統計法に反しないと考えているものと推知できる。

(2) 情報公開条例第8条第1項第2号該当について

特定の個人が識別できる情報であれば、その部分のみ非開示にするべきであって、全部を非開示にする理由とならない。非開示にする場合は、その情報によって個人が特定できるかをよく検討しなければならない。

(3) 情報公開条例第8条第1項第7号該当について

1000人当たりの不登校児童生徒数に関して、4年連続で宮城県が全国最多となったのは、宮城県教育委員会が市町村毎の情報を公開しなかったことが一つの要因として考えられる。市町村毎の情報を公開すれば住民の意識が変わり、市町村議会が必要な予算を組んで、改善のための施策を講じることができる。学校教育だけで解決ができないことは、社会教育によって支援することが考えられるが、情報がなければ、行動は生まれない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書及び意見聴取において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

1 条例第8条第1項第1号該当性について

本件行政文書には、文部科学省の一般統計調査である「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果によって収集された情報が含まれている。

統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第40条第1項は、「行政機関の長、指定地方公共団体の長その他の執行機関又は指定独立行政法人等は、

この法律（指定地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該指定地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と規定されている。

この点を踏まえ、宮城県教育委員会では、仙台市を含む国公立の小学校・中学校・高等学校におけるそれぞれの校種ごとの暴力行為の件数など文部科学省が公表している範囲で県内の結果を公表しているものの、市町村ごとの数字は公表していない。

本件行政文書に記載された個別の数字は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果によってのみ作成できるが、以上のとおり法令の規定により当該調査の詳細な結果を公表できないことから、条例第8条第1項第1号の「法令の規定により公開することができないとされている情報」に該当する。

2 条例第8条第1項第2号該当性について

本件行政文書には、「いじめ認知件数」や「長期欠席」の情報が学年ごとに記載されており、調査対象の学校数が1である場合、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別されるおそれがある。

3 条例第8条第1項第7号該当性について

当該調査の調査実施要項は、調査結果の公表について、文部科学省が都道府県別に公表している項目に限るとしている。したがって、調査実施者である文部科学省が公開する以上に詳細な情報が開示されることとなれば、調査の前提が覆ることになり、その後の調査への協力を得ることが困難になり、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、市町村別等の数字の多寡が比較されることにより、不信感から過度な要求やクレーム等につながり、指導業務等を圧迫する。

更に、不登校の認知件数を抑えようとする傾向になることも危惧され、その結果、出席状況の把握の方法に違いが出るなどの問題が生じ、必ずしも生徒にとって教育の機会の確保に結びつかない状況となる可能性もある。

不登校は問題行動ではないことを前提に、多様な教育機会の確保のため、民間団体との連携が求められる中、開示することにより、民間団体との信頼関係の構築が阻まれ、フリースクール事業等の連携事業に係る協議や検討に支障が生じる。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第8条第1項第1号の該当性について

イ 条例第8条第1項第1号の規定について

条例第8条第1項第1号は、「法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により公開することができないとされている情報」を非開示事由として規定している。

ロ 条例第8条第1項第1号の該当性について

法第40条第1項は、「行政機関の長、指定地方公共団体の長その他の執行機関又は指定独立行政法人等は、この法律（指定地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該指定地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と規定している。審査会で見分したところ、当該統計調査は、統計法に基づく一般統計調査であることが認められる。

ところで、法第2条第11項の規定による調査票情報（以下「調査票情報」という。）とは、同条第5項の規定による統計調査の実施により被調査者が報告した個々の情報を意味し、合算した数字は調査票情報に該当しないと解される。

そうすると、本件行政文書のうち、個々の学校が当該統計調査において調査票に記入した情報と同視できるものについては、調査票情報に該当すると認められるが、合算した数字は法第40条第1項の規定により禁じら

れている調査票情報に該当しないと認められるため、条例第8条第1項第1号に該当しない。

なお、実施機関は、調査対象の学校数が1である場合、条例第8条第1項第2号にも該当するとしているが、上記のとおり同項第1号の該当性について判断したところにより、非開示としたことは妥当であると認められるので、同項第2号の該当性については判断しない。

(2) 条例第8条第1項第7号の該当性について

イ 条例第8条第1項第7号の規定について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」を非開示事由として規定している。

ロ 条例第8条第1項第7号の該当性について

本件行政文書には、文部科学省の一般統計調査である「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の調査結果が市町村別、教育事務所管内別に記録されている。

仙台市を除く市町村別及び仙台市及び教育事務所管内別のうち調査結果が項目別又は学年別に記録されている部分について開示した場合は、それぞれの件数が少ないことや同規模の市町村が存在することから、県内の市町村間又は県外地域との間で数字の多寡が比較されることにより、不信感を生むとともに、過度な要求やクレーム等につながり、指導業務等を圧迫するという実施機関の主張は否定できないため、学校、市町村教育委員会及び教育事務所が行う当該業務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる。したがって、条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は是認し得る。

ただし、別紙1に掲げる部分については、学校数が多く、県内の市町村間又は県外地域との間の比較に繋がる可能性は低いため、開示したとしても、事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるとは認められないことから、条例第8条第1項第7号に該当せず、開示すべきである。

また、当該統計調査の結果は、政府統計ポータルサイト「e-Stat」において公表されているが、実施機関が非開示と判断している一部については、当該ポータルサイトで既に公表されていると認められることから、それらについては、公知の情報として、条例第8条第1項第7号には該当

せず，開示すべきである。

なお，既に開示されている部分から推知し得る部分については，開示すべきである。

(3) 審査請求人及び実施機関は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

4 結論

以上のとおり，本件処分のうち，実施機関が非開示と判断した情報について，当審査会は，別紙1に掲げる部分は，開示すべきであると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は，別紙2のとおりである。

別紙1

本件行政文書	開示すべき部分
(1) 小学校における暴力行為件数等市町村別一覧について	「暴力行為」のうち「発生件数」の仙台市，管内計，県合計及び仙台市除く小学校
	「いじめ認知件数」のうち「総件数」及び「学校数」の仙台市，管内計，県合計及び仙台市除く小学校
	「長期欠席」のうち「全体」の仙台市，管内計，県合計及び仙台市除く小学校
	「不登校出現率」の仙台市，管内計，県合計及び仙台市除く小学校
	表中最下部の「県合計」のすべて
	政府統計ポータルサイト「e-Stat」において公表されている部分
(2) 中学校における暴力行為件数等市町村別一覧について	「暴力行為」のうち「発生件数」の仙台市及び管内計
	「いじめ認知件数」のうち「総件数」及び「認知校数」の仙台市及び管内計
	「長期欠席」のうち「全体」の仙台市及び管内計
	「不登校出現率」の仙台市及び管内計
	表中最下部の「県合計」のすべて
	政府統計ポータルサイト「e-Stat」において公表されている部分
	「長期欠席」のうち「経済」のすべて

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3. 1. 7	○ 諮問を受けた。(諮問第243号)
令和3. 10. 22 (第419回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3. 11. 29 (第420回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3. 12. 24 (第421回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4. 1. 27 (第422回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4. 2. 24 (第423回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4. 3. 24 (第424回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4. 4. 26 (第425回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4. 5. 26 (第426回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4. 6. 23 (第427回審査会)	○ 実施機関から意見等を聴取した。
令和4. 7. 26 (第428回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4. 8. 24 (第429回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4. 9. 27 (第430回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和4年9月27日現在）

氏名	区分	備考
青木ユカリ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事兼事務局長	
板 明 果	東北学院大学経済学部経済学科准 教授	会長職務代理者
滝澤紗矢子	東京大学大学院法学政治学研究科 教授	
千葉達朗	弁護士	
松尾大	弁護士	会長